**【全国商工会連合会提出用（第14回用）】**

（様式１）

記入日：　　　　年　月　日

全国商工会連合会　会長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 |  |
| 住所（都道府県名から記載） |  |
|  |
| 名称 |  | 印 |
| 代表者の役職 |  |
| 代表者氏名（姓／名） |  |  |
| 電話番号 |  |
| 会社代表電話番号 |  |

小規模事業者持続化補助金事業＜一般型＞に係る申請書

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。また、申請にあたっては、公募要領に記載された「重要説明事項」（P.３～４）を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

・経営計画書兼補助事業計画書①（様式２）

・補助事業計画書②（様式３）

・事業支援計画書（様式４）＊依頼に基づき、地域の商工会が作成します。

・補助金交付申請書（様式５）＊補助金事務局でお預かりし、採択決定後に正式受理します。

・宣誓・同意書（様式６）

●その他必要書類、電子媒体（ＣＤ－Ｒ・ＵＳＢメモリ等）

◇法人（特定非営利活動法人を除く）の場合：

・貸借対照表および損益計算書（直近１期分）

◇個人事業主の場合：

・直近の確定申告書（第一表及び第二表及び収支内訳書（１・２面）または所得税青色申告

　決算書（１～４面））または開業届

　 ◇特定非営利活動法人の場合：
　　　・貸借対照表および活動計算書（直近１期分）

　　　　・現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書
　　　　　・法人税確定申告書（直近１期分）

経営計画書兼補助事業計画書①

**【全国商工会連合会提出用（第14回用）】**

（様式２）

名　称：

＜応募者の概要＞

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ）名称（商号または屋号） |  |
| 法人番号（13桁）※１ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 自社ホームページのＵＲＬ（ホームページが無い場合は「なし」と記載） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる業種 | **【以下のいずれか一つを選択してください】**①（　　　）商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）②（　　　）サービス業のうち宿泊業・娯楽業③（　　　）製造業その他④（　　　）特定非営利活動法人（主たる業種の選択不要） |

|  |  |
| --- | --- |
| 業種（日本標準産業分類）※該当する業種に○ | A：農業・林業　B:漁業　C：鉱業・採石業・砂利採取業　D:建設業　E:製造業　F:電気・ガス・熱供給・水道業　G:情報通信業　H:運輸業・郵便業　I:卸売業・小売業J:金融業・保険業　K:不動産業・物品賃貸業　L:学術研究・専門・技術サービス業　M:宿泊業・飲食サービス業　N：生活関連サービス業・娯楽業　O:教育・学習支援業　P:医療・福祉　Q：複合サービス事業　R：サービス業（他に分類されないもの） |
| 常時使用する従業員数※２ | 人 | ＊常時使用する従業員がいなければ、「０人」と記入してください。＊従業員数が小規模事業者の定義を超える場合は申請できません。 |
| 資本金額（法人以外は記載不要） | 万円 | 設立年月日（西暦）※３ | 年　　月　　日 |
| 直近１期（１年間）の売上高（円）※４ | 円決算期間１年未満の場合：　　か月 | 直近１期（１年間）の売上総利益（円）※５ | 円決算期間１年未満の場合：　　か月 |
| 直近1期（1年間）の経常利益（円）※6 | 円決算期間１年未満の場合：　　か月 | 事業所数 | 事業所＊自社を１社とカウントしてください。 |
| 連絡担当者（代表者もしくは従業員に限る） | （フリガナ）氏名 |  | 役職 |  |
| 住所 | （〒　　－　　　） |
| 電話番号 |  | 携帯電話番号 |  |
| FAX番号 |  | E-mailアドレス |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代表者の氏名 |  | 代表者の生年月日（西暦） | 　　　　年　　月　　日 |
| 満年齢**(基準日は別紙「参考資料」参照)** | 　　　　　　　歳 |
| 事業実施場所の住所 | （〒　　－　　　） |
| ***【以下、採択審査時に「事業承継加点」の付与を希望する、代表者の「基準日」時点の満年齢が「満60歳以上」の事業者のみ記入】*** |
| 補助事業を中心になって行う者の氏名 |  | 代表者からみた「補助事業を中心になって行う者」との関係[右の選択肢のいずれか１つにチェック] | □①代表者本人□②代表者の配偶者□③代表者の子□④代表者のその他親族□⑤上記以外（親族外の役員・　　従業員等） |
| ＊「様式１０（事業承継診断票）」Ｑ１【　】記載の「後継者候補」の氏名と同一の者か[いずれか一方にチェック] | □①「後継者候補」である**⇒追加資料の添付が必要****(公募要領P.２7参照)**□②「後継者候補」でない |

（補助金事務局等からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「代表者」もしくは「連絡担当者」宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる方を記載してください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。FAX番号・E-mailアドレスも極力記入してください。）

※１　法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー（個人番号（12桁））は記載しないでください。

※２　別紙「参考資料」の「2.常時使用する従業員の範囲」を参照のうえ、記入してください。なお、常時使用する従業員に含めるか否かの判断に迷った場合は、地域の商工会・商工会議所にご相談いただけます。

※３　「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業主から法人化、有限会社から株式会社化）された場合は、現在の組織体の
設立年月日（例：個人事業主から法人化した場合は、法人としての設立年月日）を記載してください。

　＊個人事業主で設立した「日」が不明の場合は、空欄のままで構いません（年月までは必ず記載してください）。

※４　「直近１期（１年間）の売上高」は、以下の記載金額を転記してください。

　　　　・法人の場合：　「損益計算書」の「売上高」（決算額）欄の金額

　　　　・個人事業主の場合：　（白色申告の場合）「所得税および復興特別所得税」の「確定申告書」第一表の「収入金額等」の「事業収入」欄、または「収支内訳書・１面」の「収入金額」の「①売上（収入）金額」欄の金額

（青色申告の場合）「所得税青色申告決算書」の「損益計算書」の「①売上（収入）金額」欄の金額

※５　「直近１期（１年間）の売上総利益」は、以下の記載金額を転記してください。

　　　　・法人の場合：「損益計算書」の「売上総利益」（決算額）欄の金額

　　　　・個人事業主の場合：(白色申告の場合)「収支内訳書・１面」の「⑩差引金額」欄の金額

（青色申告の場合）「所得税青色申告決算書」の「損益計算書」の「⑦差引金額」欄の金額

※6　「直近１期（１年間）の経常利益」は、以下の記載金額を転記してください。

　　　　・法人の場合：「損益計算書」の「経常利益」（決算額）欄の金額

　　　　・個人事業主の場合：（白色申告の場合）「収支内訳書・１面」の「専従者控除前の所得金額⑲」欄の金額

（青色申告の場合）「所得税・青色申告決算書」の「損益計算書」の「青色申告特別控除前の所得金額㊸」欄

の金額

　　　＜注（※４、※５、※6共通）＞

①設立から１年未満のため直前決算期間が１年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間（月数）を記載してください　　　　　　　　　　　（例えば個人から法人成りした後、１年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載）。

　　　　　②設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」・「売上総利益」・「経常利益」は「０円」と記載するとともに、「決算期間（月数）」欄も「０か月」と記載してください。

|  |
| --- |
| **＜確認事項＞**本事業の補助対象者として申請する場合は、下記の項目についてご確認ください。 |
| **＜全ての事業者が対象＞**本補助金申請にあたり、商工会・商工会議所を除く第３者からアドバイスを受け、対価としてアドバイス料を支払った場合（予定も含む）は、その相手方と金額を記載してください。※注・外部の第3者からアドバイスを受けること自体は問題ありません。※注・「高額なアドバイス料金」を請求される事案も発生しておりますので、ご注意ください。 | □該当する | □該当しない |
| **＜「該当する」にチェックした事業者が対象＞**①アドバイスをした第3者の名称　　　　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿②アドバイス料の金額　　　　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 |
| **＜法人のみが対象＞**資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されている | □該当する（該当する場合は応募できません） | □該当しない※チェック後、下記の出資者・出資比率に係る確認事項にもご回答ください。 |
|  | **＜上記において「該当しない」を選択した事業者が対象＞**出資者の名称と出資比率および出資者の資本金を記載してください。（記載例：出資者の名称○○、出資者の資本金■■円、申請者の資本金に占める出資比率▲▲％）※注・出資者が複数いる場合は、代表者１名分のみご記載ください。※注・株式会社・有限会社以外の法人の場合（合名会社、企業組合・協業組合等）は以下の通り記載ください。出資者の名称：該当しません、 出資者の資本金：0、 出資比率：0 | 出資者の名称（※） |  |
| 出資者の資本金（円）（※） |  |
| 申請者の資本金に占める出資比率（※）  |  |
| **＜全ての事業者が対象＞**過去３年のうち課税所得額は15億円超の年がある。（課税所得が15億円超の年がある場合は、過去３年分の課税所得額を記載してください。）※注・上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。※確定している（申告済みの）直近過去３年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えている場合、申請はできません。 | □該当する（過去3年間の課税所得額を記載してください） | □該当しない（いずれも15億円以下） |
| （前年）　　　億円 |
| （2年前）　　　億円 |
| （3年前）　　　億円 |
| **＜全ての事業者が対象＞**補助対象事業として取り組むものが、「射幸心をそそるおそれがある、または公序良俗を害するおそれがある」事業（公募要領Ｐ．７参照）か否か。 | □該当する（該当する場合は応募できません） | □該当しない |
| **＜全ての事業者が対象＞**希望する枠いずれかを選択（チェック）してください（複数の類型に重複して申請することはできません）。※「賃金引上げ枠」を希望する赤字事業者のみ、二つ（「賃金引上げ枠」と「赤字事業者」）にチェックを入れてください。 |
|  | 希望する枠にチェック | 追加要件等 |
| 通常枠 | □ | ― |
| 賃金引上げ枠 | □ | 補助事業の終了時点において 、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より＋３０円以上であること（すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より＋３０円以上を達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より＋３０円以上とする必要があります）。ただし、この要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。 |
|  | 赤字事業者 | □ | 賃金引上げ枠に取り組む事業者のうち、直近１期または直近１年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者。※Ｐ.8重点政策加点の「赤字賃上げ加点」を希望する事業者は、重点政策加点も選択してください。 |
| 卒業枠 | □ | 補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数が小規模事業者として定義する従業員数を超えていること。ただし、この要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。 |
| 後継者支援枠 | □ | 申請時において、「アトツギ甲子園」のファイナリスト又は準ファイナリストになった事業者であること。以下にファイナリスト又は準ファイナリストに選出された年度を記入してください。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年度 |
| 創業枠 | □ | 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去３か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に創業した事業者であること。 |
| **＜希望する事業者のみ対象＞**希望する場合は選択（チェック）してください。 |
|  | 希望する特例にチェック | 追加要件等 |
|  | インボイス特例 | □ | 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者及び2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、特例は適用されません。**過年度事業において「インボイス枠」で採択された事業者は、本特例による補助上限額上乗せの対象外です。** |
| **＜全ての事業者が対象＞**採択審査時に以下の加点の付与を希望するか選択（チェック）してください。「重点政策加点」、「政策加点」から各1項目まで選択できます。希望する場合は、以下の欄を選択（チェック）してください。 | □希望する | □希望しない |
|  | 重点政策加点項目 | 該当者チェック※複数選択不可 | 加点条件 |
| 1.赤字賃上げ加点 | □ | 賃金引上げ枠に申請する事業者のうち、直近１期または直近１年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者。※Ｐ.7「希望する枠にチェック」で賃金引上げ枠（赤字事業者）を希望している場合に選択できます。 |
| 2.事業環境変化加点 | □ | ウクライナ情勢や原油価格、ＬＰガス価格等の高騰による影響を受けていること。下記欄に物価高騰等の影響を受けている内容を記載してください。 |
| ＜影響内容＞※必ず記載してください。 |
| 3．東日本大震災加点 | □ | 東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示等の対象となった福島県１２市町村に所在する事業者、または福島第一原子力発電所による被害を受けた水産加工業者等。（詳細は公募要領P.２６をご参照ください。） |
| 4．くるみん・えるぼし加点 | □ | 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「くるみん認定」を受けている事業者、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者。「基準適合一般事業主認定通知書」の写しを添付。※政策加点の「5．一般事業主行動計画策定加点」にも該当し選択されている場合は、重点政策加点分のみ加点されます。 |
| 政策加点項目 | 該当者チェック※複数選択不可 | 加点条件 |
| １．パワーアップ型加点 | □地域資源型□地域コミュニティ型※上記何れかにチェックを入れてください。 | 以下の類型に即した取組を策定している事業者。下記欄に計画を記載してください。○地域資源型地域資源等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業の立ち上げを行う計画○地域コミュニティ型地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービスを提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画 |
| ＜取組計画＞※必ず記載してください。 |
| ２．経営力向上計画加点 | □ | 基準日までに経営力向上計画の認定を受けていること。認定書の写しを添付。**（基準日は別紙「参考資料」参照）** |
| ３．事業承継加点 | □ | 基準日時点の代表者の年齢が満６０歳以上の事業者で、かつ、後継者候補の者が補助事業を中心になって行うとして、経営計画「４－２．」（事業承継の計画）を記載していること。事業承継診断票（様式１０）および「代表者の生年月日が確認できる公的書類」「後継者候補の実在確認書類」のそれぞれ写しを添付。**（基準日は別紙「参考資料」参照）** |
| ４．過疎地域加点 | □ | 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取組を行う事業者。（詳細は公募要領P.２９をご参照ください。） |
| 5．一般事業主行動計画策定加点 | □ | 従業員100人以下の事業者で「女性の活躍推進企業データベース」に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者、もしくは、従業員100人以下の事業者で「両立支援のひろば」に次世代法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者。※重点政策加点の「4．くるみん・えるぼし加点」にも該当し選択されている場合は、重点政策加点分のみ加点されます。 |
| **＜全ての事業者が対象＞**これまでに実施した以下の全国対象の「小規模事業者持続化補助金」（※被災地向け公募事業を除く）の補助事業者に該当する者か。**（共同申請で採択・交付決定を受けて補助事業を実施した参画事業者も含む。）**※「補助事業者である」場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」の提出状況を記載してください。※「補助事業者である」場合、過去回の事業内容・実績を確認するために、必要に応じて、該当回の実績報告書（様式第8）の写しの提出を求めることがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）小規模事業者持続化補助金【一般型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。**※該当する場合は、採択回を選択（〇を付けて）ください。****第１０回公募以降の補助事業者は申請できません。****※該当する場合は、以下の【様式第14の提出状況】を記載してください。** | □補助事業者である採択回（選択）　１，　２，　3，　4，　5，　6，7，　8，　9，　10,　11,　12 |
| □補助事業者でない |
|  | 【様式第14の提出状況】　様式第１４を提出していますか。提出している場合は、提出した採択回を記載してください。 | □はい　　　　□いいえ |
| 提出済の採択回（　　　　 　　） |
| （２）小規模事業者持続化補助金【コロナ特別対応型】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。**※該当する場合は、採択回を選択（〇を付けて）ください。** | □補助事業者である採択回（選択）（１，２，3，4，5） |
| □補助事業者でない |
|  | 【様式第14の提出状況】　様式第１４を提出していますか。提出している場合は、提出した採択回を記載してください。 | □はい　　　　□いいえ |
| 提出済の採択回（　　　　 　　） |
| （３）小規模事業者持続化補助金【低感染リスク型ビジネス枠】で持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。**※該当する場合は、採択回を選択（〇を付けて）ください。****※該当する場合は、以下の【様式第14の提出状況】を記載してください。** | □補助事業者である採択回（選択）（１，２，3，4，5，6） |
| □補助事業者でない |
|  | 【様式第14の提出状況】　様式第１４を提出していますか。提出している場合は、提出した採択回を記載してください。 | □はい　　　　□いいえ |
| 提出済の採択回（　　　　 　　） |
| **＜上記（１）～（３）のいずれかで「補助事業者」に該当する方のみ対象＞**それぞれ該当する回の補助事業での販路開拓先、販路開拓方法、成果を記載した上で、今回の補助事業との違いを記載してください。（共同申請による実施は、代表事業者名を明示のこと） |
|  |

 |

＜経営計画＞【必須記入】

<経営計画>及び<補助事業計画>(Ⅱ.経費明細表、Ⅲ.資金調達方法を除く)は最大8枚程度までとしてください。

|  |
| --- |
| １．企業概要 |
| ２．顧客ニーズと市場の動向 |
| ３．自社や自社の提供する商品・サービスの強み |
| ４．経営方針・目標と今後のプラン |
| ４－２．事業承継の計画【採択審査時に「事業承継加点」の付与を希望する事業者のみ記入】「事業承継加点」の付与を希望する場合には、以下の３項目すべてについて、いずれか一つをチェックするとともに、地域の商工会から交付を受けた「事業承継診断票」（様式１０）を添付すること。なお、事業承継には、事業譲渡・売却も含まれます。（１）事業承継の目標時期　□①申請時から１年以内　□②１年超５年以内　□③５年超（２）事業承継内容（予定） □①事業の全部承継　□②事業の一部承継（業態転換による一部事業廃止含）（３）事業承継先(予定)　　□①親族　□②親族以外（□(ⅰ)親族外役員・従業員、□(ⅱ)第三者（取引先等）） |

＜補助事業計画＞

Ⅰ．補助事業の内容

|  |
| --- |
| 1．補助事業で行う事業名【必須記入】（30文字以内で記入すること） |
| 2．販路開拓等（生産性向上）の取組内容【必須記入】（販路開拓等の取組内容を記入すること） |
| 3.業務効率化（生産性向上）の取組内容【任意記入】＊公募要領P.７に該当する取組を行う場合は本欄に記入します。特になければ本欄は空欄のままご提出ください。 |
| 4．補助事業の効果【必須記入】＊販路開拓等の取組や業務効率化の取組を通じて、どのように生産性向上につながるのかを必ず説明してください。 |

※経営計画・補助事業計画等の作成にあたっては商工会と相談し、助言・指導を得ながら進めてください。

※採択時に、「事業者名称」および「補助事業で行う事業名称」等が一般公表されます。

※各項目について記載内容が多い場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

**【全国商工会連合会提出用（第14回用）】**

記入日：　　　　年　月　日

（様式５・交付規程様式第１）

全国商工会連合会　会長　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職・氏名　　　 　　　　印

小規模事業者持続化補助金交付申請書

　小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程第６条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

（注）２、５、６のみ漏れなくご記入ください

記

１．補助事業の目的および内容

　　　補助事業計画書のとおり

＊補助事業計画書は、全国商工会連合会が指定する様式を使用すること。以下同様。

２．補助事業の開始日および完了予定日

　交付決定日　～　　　年　　月　　日

３．補助対象経費

　　　補助事業計画書のとおり

４．補助金交付申請額

補助事業計画書のとおり

５．補助事業に関して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）

　（１）あり　／　（２）なし

＊「（１）あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。（詳細は別紙「参考資料」参照。）

　　該当事項：

６．消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに○）

　　　（１）課税事業者　／　（２）免税事業者　／　（３）簡易課税事業者　／　（4）２割特例

＊消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。詳細は別紙「参考資料」の「消費税等仕入控除税額」を参照。

＊２割特例が適用される対象者は、令和５年10月１日から令和８年９月30日までの日の属する各課税期間に事業が完了する事業者となります。

**【全国商工会連合会提出用（第14回用）】**

（様式６）

宣誓・同意書

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下、「本補助金」という。）の申請に伴い、次の１～５までのいずれにも宣誓し、6～11までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、本補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）第９条に基づく交付決定を受けていない場合は本補助金の申請を辞退し、交付規程第９条に基づく交付決定を受け補助事業を実施している又は補助事業は完了したが補助金の支払を受けていない場合は交付規程第１５条に基づく補助事業の廃止の申請を行い、交付規程第２０条に基づく補助金の支払いを受けていた場合は速やかに全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）に返還します。

１．交付規程及び全国連又は全国連が本補助金に係る事務を委託した者が定める公募要領等（以下、「交付規程等」という。）に定める補助対象要件を満たしていること

２．小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として、公募要領別紙の「参考資料」に定める「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しないこと

３．本補助金の申請内容全てに虚偽がないこと

４．自ら自社の経営を見つめなおし、自ら経営計画・補助事業計画を作成していること

５．「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと

６．交付規程第２２条に基づき、全国連会長が行う是正措置の命令及び全国連会長及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）理事長の指定する者による立入検査等について応じること

７．提出した申請内容に記載された情報が本補助金の事務等のために第三者に提供される場合（補助対象要件の充足性を判断するために中小企業庁、全国連及び中小機構が申請者の申請内容に記載された情報を第三者に提供する場合を含む。）及び本補助金の交付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（補助対象要件の充足性を判断するために中小企業庁、全国連及び中小機構が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること

８．補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち会いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施すること

９．第３者（商工会・商工会議所を除く）へアドバイス料金の支払いをする場合、アドバイスの実施者に対して、ヒアリングや現地調査を行う場合があること

１０．補助金・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、公募要領別紙の「参考資料」に定める「中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー」に則り、効果的な政策立案や経営支援等（申請者への各種情報提供、支援機関による個社情報閲覧等）のために、行政機関（中小企業庁・経済産業省）やその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関、施設等機関に提供・利用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があること

１1．交付規程等に従うこと

　　年　　月　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業主の氏名（自署）

賃金引上げ枠の申請に係る誓約書

**【全国商工会連合会提出用（第14回用）】**

（様式７）

　小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下、「本補助金」という。）の賃金引上げ枠の申請に伴い、次の１～4までのいずれにも誓約します。

1. 補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より＋３０円以上である要件を満たすこと。
2. すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より＋３０円以上を達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より＋３０円以上とする要件を満たすこと。
3. 直近１か月間における、労働基準法に基づく賃金台帳（役員、専従者従業員を除く全従業員分）及び役員、専従者従業員を除く全従業員の雇用条件（１日の所定労働時間、年間休日）が記載された書類の写しを偽りなく提出すること。
4. 上記の要件が満たされなかったことにより、全国商工会連合会会長から本補助金の交付を行わない通知があった場合、その通知に従うこと。

 　年　　　月　　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業主の氏名　　　　　　　　　 　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）

※裏面あり

事業場内最低賃金算出表

（様式7―裏面）

＊**記載された金額や時間が賃金台帳等と一致しない場合は、適切な審査ができないため不備となる可能性があります。**

＊事業場内最低賃金の該当者が複数名いる場合は、本ページをコピーしてご提出ください。

|  |
| --- |
| 【事業場内最低賃金に該当する労働者名】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 該当する賃金体系にチェック | ①直近１か月分の賃金台帳に記載された賃金額※１ | ②所定労働時間数 下記〈表１〉を参考にしてください。※2 | ③時間給または時間換算額(①÷②）※1 |
| □ | 時給制 | 　　　　　　　　　 | 円 |
| □ | 日給制 |  円/日 | (A)　　　　　　　　　　　時間 | 円 |
| □ | 月給制 | 　　　　　　　　　円/月 | (C)　　　　　　　　　　　時間 | 円 |
| □ | 年俸制 |  　円※3 | (D)　　　　　　　　　　　時間 | 円 |
| □ | 歩合給制 | 　　　　　　円※3 | （E）　　　　　　　　　　　時間 | 円 |

　以下に、事業場内最低賃金に該当する労働者名を記入し、該当する賃金体系をチェックの上、

①直近１か月分の賃金台帳に記載された賃金額と②所定労働時間数を記載して③時間給または時間換算額を算出してください。その結果を④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額に記載します。

※3　年俸制は年俸額・歩合給制は１年間に支払われた歩合給の総額

④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額　　1時間あたり（　　　　　　　　　円）

※歩合給と固定給を併用している場合は、算出したそれぞれの金額を合算した額となります。

⑤申請時点の地域別最低賃金（　　＿＿＿＿＿円）　　都道府県名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（※④が⑤を下回る場合は、申請できません。）

　　 ※１「時間給または時間換算額」の構成要素に参入されないもの**（限定列挙）**

賞与、時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、

家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金（結婚祝賀金等）、役員手当

※2〈表１〉所定労働時間数を算出するための労働時間数の計算方法

（A）　　1日の所定労働時間数 （　　　　　）時間

（B）　　1年間の所定労働日数　　　　 （　　　　　）日間（３６５－（１年の休日合計日数）

（C）　　１ヶ月の平均所定労働時間数 （D）　÷　　１２

（D）　　1年間の所定労働時間数　　　 （A）　×　（B）

（E）　　1年間の所定内・所定外含めた総労働時間数（雇入れ１年未満の場合は、
雇用されてからの期間）

**原則、「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。**

**【全国商工会連合会提出用（第14回用）】**

（様式８）

卒業枠の申請に係る誓約書

　小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下、「本補助金」という。）の卒業枠の申請に伴い、次の１～３のいずれにも誓約します。

1. 補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数が小規模事業者の定義する従業員数を超えていること。
2. 上記の要件が満たされなかったことにより、全国商工会連合会会長から本補助金の交付を行わない通知があった場合、その通知に従うこと。
3. 小規模事業者持続化補助金（卒業枠）において採択され事業を実施した場合、今後小規模事業者持続化補助金の対象とならないことを承諾すること。

 　年　　　月　　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業主の氏名　　　　　　　　　 　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）

小規模事業者持続化補助金

**【全国商工会連合会提出用（第14回用）】**

（様式９―法人用）

インボイス特例の申請に係る宣誓・同意書

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下「本補助金」という。）のインボイス特例の申請に伴い、次の１及び２のいずれにも宣誓し、３及び４に同意します。

１．2021年9月30日～2023年9月30日を含む事業年度（以下「基準期間事業年度」という。）で、一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる、もしくは2023年10月1日以降に創業し適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。なお、直近の売上高は裏面のとおり。

２．適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応するために本補助金を活用し、実績報告時において、適格請求書発行事業者の登録を受けていること。

３．売上に関する書類や納税証明書等免税事業者であることを証する書類について、中小企業庁、全国商工会連合会、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び前3者が委任もしくは準委任した者から求めがあった場合は、速やかに提出すること。また、提出がない場合、補助金事務局が本補助金のインボイス特例の申請要件を満たさないものとして取り扱う可能性があること。

４．虚偽等の疑義が生じた場合、本補助金の申請に関する内容について、中小企業庁が政府関係機関に照会する可能性があること。

年　　　月　　　日

法人名

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）

※裏面あり

■**全事業者記載必須事項**

（様式９―法人用・裏面）

以下【Ａ】【Ｂ】のいずれかにチェックを入れた上で、【Ａ】の場合は２期前・３期前・4期前の売上高、【Ｂ】の場合は直近３期の売上高を記載してください。

[ ] 【Ａ】申請日を含む事業年度の「末日」が2023年9月30日「以降」の事業者

＜売上高＞

（２期前：　　　　　　円）（３期前：　　　　　円）（４期前：　　　　　円）

[ ] 【Ｂ】申請日を含む事業年度の「末日」が2023年9月29日「以前」の事業者

＜売上高＞
（前期：　　　　円）（２期前：　　　　円）（３期前：　　　　円）

※創業時でまだ売上がない場合は０円と記載してください。

**■上記決算期の売上高がいずれも1,000万円超の場合のみ記載必須事項**

上記決算期の売上高がいずれも1,000万円超の場合で、表面「１．」の要件を満たしている場合は、その理由について以下のいずれかにチェックを入れてください。

[ ]  課税売上高が1,000万円以下となる期間があり、基準期間事業年度に免税事業者の要件を満たすため

[ ]  前期以前に1年未満の事業年度があり、基準期間事業年度に免税事業者の要件を満たす事業年度があるため

　※１　免税事業者の売上高に関する要件について

消費税の課税選択をしている場合や、新設法人の場合等を除き、上記３期のいずれかの期において売上高が1,000万円以下である場合、原則「１．」の要件を満たします。

なお、免税事業者の判定においては、消費税が非課税となる売上高を除きます。

　※２　前期以前の事業年度が1年未満の場合の取扱い

それぞれ以下の各事業年度の売上高の合計を1年分に換算した売上高を記載してください。

前期：次期の事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度

2期前：当期の事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度

3期前：前期の事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度

4期前：2期前の事業年度開始の日2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度

　※３　前期の決算が確定していない場合の取扱い

前期の決算が確定していない場合、前期の売上高として見込まれる金額を記載してください。

小規模事業者持続化補助金

**【全国商工会連合会提出用（第14回用）】**

（様式９―個人事業主用）

インボイス特例の申請に係る宣誓・同意書

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下「本補助金」という。）のインボイス特例の申請に伴い、次の１及び２までのいずれにも宣誓し、３及び４に同意します。

１．2021年9月30日～2023年9月30日を含む事業年度（以下「基準期間事業年度」という。）で、一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる、もしくは2023年10月1日以降に創業し適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。なお、直近の売上高は裏面のとおり。

２．適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応するために本補助金を活用し、実績報告時において、適格請求書発行事業者の登録を受けていること。

３．売上に関する書類や納税証明書等免税事業者であることを証する書類について、中小企業庁、全国商工会連合会、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び前3者が委任もしくは準委任した者から求めがあった場合は、速やかに提出すること。また、提出がない場合、補助金事務局が本補助金のインボイス特例の申請要件を満たさないものとして取り扱う可能性があること。

４．虚偽等の疑義が生じた場合、本補助金の申請に関する内容について、中小企業庁が政府関係機関に照会する可能性があること。

年　　　月　　　日

個人事業主の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）

※裏面あり

■**全事業者記載必須事項**

（様式９―個人事業主用・裏面）

2019年から2021年の売上高を記載してください。

＜売上高＞

（2019年：　　　　　円）（2020年：　　　　　円）（2021年：　　　　　円）

※創業時でまだ売上がない場合は０円と記載してください。

**■上記３年の売上高がいずれも1,000万円超の場合のみ記載必須事項**

上記３年の売上高がいずれも1,000万円超の場合で、表面「１．」の要件を満たしている場合は、その理由についてチェックを入れてください。

[ ] 課税売上高が1,000万円以下となる期間があり、基準期間事業年度に免税事業者の要件を満たすため

　※１　免税事業者の売上高に関する要件について

消費税の課税選択をしている場合等を除き、上記３年のいずれかの年において売上高が1,000万円以下である場合、原則表面「１．」の要件を満たします。

なお、免税事業者の判定においては、消費税が非課税となる売上高を除きます。